

第72号議案

新城市財産区特別会計の設置に関する条例及び新城市財産区管理会条例の一部
改正

新城市財産区特別会計の設置に関する条例及び新城市財産区管理会条例の一部を改
正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年6月8日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市財産区特別会計の設置に関する条例及び新城市財産区管理会条例の一部
を改正する条例

(新城市財産区特別会計の設置に関する条例の一部改正)

第1条 新城市財産区特別会計の設置に関する条例(平成17年新城市条例第97号)
の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第23号までを1号ず
つ繰り上げる。

(新城市財産区管理会条例の一部改正)

第2条 新城市財産区管理会条例(平成17年新城市条例第238号)の一部を次の
ように改正する。

別表中

「

新城市塩沢組財産区
新城市鳥原組財産区
新城市吉川組財産区

」

を

「

新城市塩沢組財産区
新城市吉川組財産区

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、財産処分をした財産区の特別会計及び財産区管理会を廃止するため必要があるからである。